栃木県公報

平成31(2019)年
３月29日(金)
号外
第20号

目次

規則

○栃木県県税条例施行規則の一部改正……1
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止……7

規則

栃木県規則第二十六号

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事　福田　富一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則（平成十七年栃木県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（収納の事務を委託することができる基準） **第五条**　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　委託する事務又はこれに類する事務について相当の知識及び経験を有していること。 二・三　略	（収納の事務を委託することができる基準） **第五条**　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　地方公共団体の公金又は電気、ガス若しくは水道水の供給に係る経費その他これらに類する経費の収納の事務を受託した実績があること。 二・三　略
第十五条から第十七条まで　削除	（始動票札の交付） **第十五条**　条例第百二条の十（条例第百十条第五項において準用する場合を含む。）の規定により知事の指定を受けた者（以下この条から第十七条までにおいて「指定人」という。）は、条例第百二条の九及び第百十条第三項に規定する収納計器（以下この条から第十七条までにおいて「収納計器」という。）を使用する前に、自動車税事務所長から当該収納計器を始動するために必要な票札（次項において「始動票札」という。）の交付を受けなければならない。 ２　指定人は、前項に規定する始動票札の交付を受けようとするときは、収納計器により表示しようとする自動車取得税又は自動車税に係る栃木県納税証紙の額面金額の合計額に相当する金額を、現金払込書により県の指定金融機関に払い込まなければならない。

（納税証紙印の押印等）

第十六条　指定人は、納付すべき自動車取得税又は自動車税の額を表示した条例第百二条の九及び第百十条第三項の納税証紙印を、納税者が提示した申告書又は修正申告書の納税証紙表示欄に押印しなければならない。この場合において、当該納税証紙印の押印をもって、指定人が当該納税証紙印の表示した額に相当する額の栃木県納税証紙を売りさばいたものとみなす。

（収納計器の取扱手数料の交付）

第十七条　知事は、指定人に対し、自動車取得税及び自動車税に係る収納計器の取扱手数料を交付する。

2　前項の規定により交付する取扱手数料の額は、当該年度内において次の表の上欄に掲げる区分によって指定人が第十五条第二項の規定により県の指定金融機関に払い込んだ金額の累計額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

五千万円以下の金額	百分の一・五
五千万円を超え一億五千万円以下の金額	百分の一
一億五千万円を超え四億円以下の金額	百分の〇・五
四億円を超える金額	百分の〇・三五

（文書等の様式）

第二十四条　次の表の上欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによる。

文書等の種類	様式
一～八十九の三　略	
八十九の四　栃木県納税証紙印（条例第百二条の九及び条例第百十条第三項の規定による納税証紙印）	別記様式第八十九号の四
八十九の五　略	
八十九の六　栃木県証紙代金収納計器始動票札	別記様式第八十九号の六

（文書等の様式）

第二十四条　次の表の上欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによる。

文書等の種類	様式
一～八十九の三　略	
八十九の四　削除	
八十九の五　略	
八十九の六及び八十九の七　削除	

		（第十五条第一項の規定による票札）	
		八十九の七　誤表示印	別記様式第八十九号の七
八十九の八〜百四十　略		八十九の八〜百四十　略	

別記様式第三十三号中

「

２　法人県民税・法人事業税・地方法人特別税

事業年度

平成　　年　　月から平成　　年　　月まで【　　通】
平成　　年　　月から平成　　年　　月まで【　　通】
平成　　年　　月から平成　　年　　月まで【　　通】
平成　　年　　月から平成　　年　　月まで【　　通】

３　個人事業税

所得年

平成　　年分【　　通】
平成　　年分【　　通】
平成　　年分【　　通】
平成　　年分【　　通】

」を

「

２　法人県民税・法人事業税・地方法人特別税

事業年度

年　　月から　　年　　月まで【　　通】
年　　月から　　年　　月まで【　　通】
年　　月から　　年　　月まで【　　通】
年　　月から　　年　　月まで【　　通】

３　個人事業税

所得年

年分【　　通】
年分【　　通】
年分【　　通】
年分【　　通】

」に改める。

別記様式第五十号を次のように改める。

別記様式第50号 (第24条関係)

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書

第　　　号
年　月　日

納税者
住所
名称　様

栃木県　　　県税事務所長　　　印

法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税について、次のとおり　　　　したので、地方税法第55条第４項、第72条の42、第72条の46第６項、第72条の47第５項の規定により通知します。
よって、この通知により納付すべき額を下記の納期限までに納付書によって納付してください。

摘要	課税標準額	税率	税額	県税		課税番号	
				事業(連結事業)年度			

(事業税・地方法人特別税)

摘要		課税標準額	税率	税額
所得割	所得金額総額			
	年　万円以下の金額			
	年　万円超　万円以下			
	年　万円を超える金額			
	軽減税率不適用法人の金額			
付加価値割	付加価値額総額			
	付加価値額			
資本割	資本金等の額総額			
	資本金等の額			
収入割	収入金額総額			
	収入金額			
合計事業税額				
平成27年改正法附則第８条又は平成28年改正法附則第５条の控除額				
事業税の特定寄附金税額控除額				
仮装経理に基づく事業税額の控除額				
既に納付の確定した当期分の事業税額				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				
納付事業税額				

摘要		課税標準額	税率	税額
地方法人特別税	所得割に係る額			
	収入割に係る額			
合計地方法人特別税額				
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額				
既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額				
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額				
納付地方法人特別税額				

(県民税)

摘要		税額
法人税割額	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	
	本県分の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 (ア)	
	法人税割額 ((ア) ×　%)	
	県民税の特定寄附金税額控除額	
	控除対象所得税額等相当額等の控除額	
	外国の法人税等の額の控除額	
	仮装経理に基づく控除額	
	利子割額控除額	
	差引法人税割額	
	既に納付の確定した当期分の法人税割額	
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	
	納付法人税割額 ①	
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	(イ)　月
	円× (イ) ／12	
	既に納付の確定した当期分の均等割額	
	納付均等割額 ②	
納付県民税額 (①＋②)		
利子割額	利子割額	
	控除した額	
	控除しきれなかった額	
	既に還付を請求した利子割額	
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	
	この通知書により還付する利子割額	

加算金	摘要		加算金の基礎となる税額	割合	加算金額
	過少申告加算金 不申告加算金				
		(計)			
	重加算金				

申告書提出期限	
申告書提出日	
法人税処理日	
修正申告年月日	
納期限	
納付場所	

分割基準	事業税		県民税
区分			
本県分			
総数			

更正等の理由	

(この欄には、「この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。)

別記様式第八十九号の二を次のように改める。

別記様式第89号の２（第24条関係）

自動車取得税修正申告書

該当する標板文字に○を付けてください。

年　月　日 栃木県自動車税事務所長　様	取得年月日 （登録年月日）	年　月　日	税率コード ｜ 登録番号：新・旧　栃　栃木　宇都宮　とちぎ　那須　カナ　号

申告事由	1 新規登録(新車)　2 新規登録(中古車) 3 移転登録　4 その他(　)	取得原因	1 売買　2 贈与　3 相続 4 その他(　)
納税義務者	1 所有者 2 使用者	所有者と使用者の関係	1 リース　2 割賦販売 3 その他(　)

用途：1 乗用車　2 トラック(貨物)　3 トラック(貨客兼用車)　4 トラック(けん引車)　5 トラック(被けん引車)　6 バス(一般乗合用)　7 バス(その他(　))　8 三輪小型　9 特殊用途自動車(　)　10 その他(　)

所有者	住所	
	アパート同居先等	
	氏名（名称）	フリガナ ㊞ （電話　）
使用者	住所	
	アパート同居先等	
	氏名（名称）	フリガナ ㊞ （電話　）
旧所有者	住所	
	アパート同居先等	
	氏名（名称）	フリガナ ㊞ （電話　）
旧使用者	住所	
	アパート同居先等	
	氏名（名称）	フリガナ ㊞ （電話　）
定置場（使用の本拠）		
申告書持参人	住所	
	氏名	（電話　）

自動車取得税の課税標準額及び税額

区分	課税標準額	税率	税額
修正申告額		/100	
当初申告額（既に納付の確定した税額）		/100	
差引不足額			

取得価額（車両本体）	千　円	付加物の明細 1 エアコン 2 ステレオ 3 4 5
取得価額（付加物）	千　円	
課税標準額 A	千　円	納付税額（A × /100）　千　円
納税額計		千　円

車名	初度登録年月	型式	類別区分番号
	年　月		
種別	乗車定員	最大積載量	総排気量又は定格出力
1 小型 2 普通	人	kg	kw / l

仕様		
車台番号	燃料の種類	検査証有効期限
	1 ガソリン　2 軽油 3 L.P.G　4 その他	年　月　日
車体の形状		

低燃費自動車に係る自動車取得税の特例措置の適用を受けたいので申告します。

エネルギー消費効率	車両（総）重量	変速装置の方式	構造
※　km／l	※　kg	※	※

納税済印押印欄

別記様式第八十九号の四を次のように改める。

別記様式第89号の４　削除

別記様式第八十九号の六及び別記様式第八十九号の七を次のように改める。

別記様式第89号の６及び別記様式第89号の７　削除

附　則

1　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に存する改正前の栃木県県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

（税務課）

栃木県規則第二十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事　福　田　富　一

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年栃木県規則第三十号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（こども政策課）

発行人　栃　木　県　〒320-8501 宇都宮市塙田１丁目１番20号　販売価格１か月3,080円
印刷所　株式会社松井ピ･テ･オ･印刷　〒321-0904 宇都宮市陽東５丁目９番21号　（消費税、地方消費税及び送料を含む。）